



トンネル（NATM工法）の加背割について（通知）

技術基準の種類：積算

通知日：昭和63年11月7日

発管第277号

昭和63年11月7日

部内各課長殿

部内各地方機関の長殿

土木部長

トンネル（NATM工法）の加背割について（通知）

このことについては、建設省土木工事標準積算基準書によりS・Lで行われているところではありますが、昭和63年12月1日以降起工決裁するものから下記のとおり取り扱うこととしましたので、注意してください。なお、トンネルの積算基準は本県土木工事標準積算基準書からは省略しております。

記

原則的には基準どおり（積算基準書）S・Lで分けるものとする。ただし、 $h = 5.3\text{m}$ の場合は図-1のように $H = 5.3\text{m}$ とし加背割線を上げて積算すること。

図-1

